○国土交通省告示第六百五十四号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録年月日　平成二十五年五月十三日
二　登録番号　2
三　登録船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Richard Sadler
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
横浜デザインサポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号　アーバンエース三宮ビル9階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町7番1号　住友生命ビル11階
London Design Support Office Lloyd's Register EMEA	71 Fenchurch Street, London, EC3M 4BS, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

○国土交通省告示第六百五十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十五年六月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件

一　登録年月日　平成二十五年五月十三日
二　登録番号　2
三　登録船級協会の名称　Lloyd's Register Group Limited
四　住所　71 Fenchurch Street, London, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
五　代表者の氏名　Richard Sadler
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
横浜デザインサポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
横浜ポートオフィス	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番1号　クイーンズタワーA10階
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号　アーバンエース三宮ビル9階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町7番1号　住友生命ビル11階

○東北地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十二号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
　　後別　敷地の幅員　延長

鶴岡市熊手字仲台二七番三地内　　前　六六・五〇～七二・三〇メートル　〇・〇二二キロメートル
　　後　七二・六〇～七三・五〇メートル　〇・〇二二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十七号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
　　後別　敷地の幅員　延長

山形県最上郡最上町大字向町字村尻五二三番一から同町大字若宮字上太郎田一六三番一まで　　前　一〇・九一～四三・六〇メートル　一・八九〇キロメートル
　　後　一一・五五～四三・六〇メートル　一・八九〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十六日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号